



交通安全テスト



（5・6年生用）

ただ正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 「止まれ」の標識がない交差点では、自転車は一時停止をしたり、左右の安全確認をせずに進んでもよい。



- ② 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。



- ③ 友達の自転車が壊れたので、友達を自転車の後ろに乗せて走った。



- ④ 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかったが、相手の人が「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去っても、警察に交通事故の届出をしなくてはならない。



- ⑤ 青信号は安全なので周りの安全を確かめずに渡ってもよい。



あおいろ

交通安全テスト

解答・解説 (5・6年生用)

平成29年7月号

- ① 「止まれ」の標識がない交差点では、自転車は一時停止をしたり、左右の安全確認をせずに進んでもよい。【×】

A：「止まれ」の標識がない交差点でも一時停止をして、左右の安全確認をしましょう。

- 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。

- 交通の方法に関する教則第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さしないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

「一時停止」の標識があるところでは、一時停止をし、安全確認をすることはもちろんのこと、標識のない見通しの悪い交差点でも、同じく一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。

- ② 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。【×】

A：歩行者の通行を妨げる場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

- 交通の方法に関する教則第3章第2節1（自転車の通るところ（抜粋））

(5) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

<指導のポイント>

横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、歩行者の通行を妨げるような場合は自転車から降りて、自転車を押して横断しましょう。

- ③ 友達の自転車が壊れたので、友達を自転車の後ろに乗せて走った。【×】

A：小学生同士の自転車の二人乗りは認められていません。

● 道路交通法57条第2項（乗車又は積載の制限等）

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

※ 自転車は一人乗りの乗り物です。二人乗りは禁止されています。

ただし、特別な場合として下記のとおりは認められています。

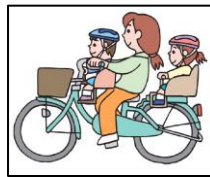
● 大阪府道路交通規則第11条第1項第1号（軽車両の乗車又は積載の制限（抜粋））

二輪の自転車の乗車人員は一人を、三輪の自転車の乗車人員はその乗車装置に応じた人員を超えないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

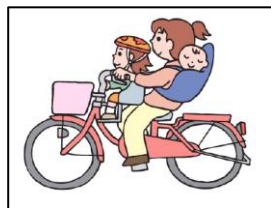
ア 16歳以上の運転者が幼児（6歳未満）1人を幼児用座席に乗車させる場合



イ 16歳以上の運転者が幼児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合



ウ 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合（イに該当する場合を除く）



○



×

<指導のポイント>

小学生同士の二人乗りは認められていません。

二人乗りは絶対にやめましょう。

④ 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかったが、相手の人が「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去っても、警察に交通事故の届出をしなくてはならない。【○】

A：交通事故が起こった時は、相手が事故現場から立ち去っても警察に事故の届け出をしなければなりません。

● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間ですので、交通事故があれば警察に必ず届出なければなりません。

相手が立ち去っても、交通事故を起こした時は、警察に電話をしたりお父さん、お母さんや家族の人に伝えるなどして、必ず警察に届け出るようにしましょう。

⑤ 青信号は安全なので周りの安全を確かめずに渡ってもよい。【×】

A：青信号でも、しっかり安全確認をしてから渡りましょう。

● 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

(2) 信号が青になっても、右左の車や路面電車が止まったのを確かめてから横断しましょう。信号の変わりそうなときは、無理をしないで、次の青信号を待ちましょう。

※ 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

※ 道路交通法施行令第2条第1項（信号機の意味等（抜粋））

赤・・・歩行者は、道路を横断してはならないこと。

青・・・歩行者は、進行することができること。

黄（青の点滅）・・・歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

<指導のポイント>

赤・・・止まれ。

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車があるので、すぐに渡らず、渡る前に右左の安全確認をしてから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。もうすぐ赤に変わる注意の色です。渡り始めず、次の青まで待ちましょう。